

石巻市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年11月16日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部門 教育委員会
総合支所管内における教育機関及び附属機関等
- 2 監査期間 平成28年8月31日から同年11月16日まで
- 3 監査対象範囲 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成28年7月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成28年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

1 平成25年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
学校管理課 (河南学校給食センター)	契約事務	<p>契約書の記載事項について</p> <p>次のとおり契約書記載事項に不備があったので、記載事項の見直しを行うこと。</p> <p>(1) ボイラー保守点検業務委託契約において、契約条項に履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息の記載がなかった。</p> <p>(2) 油脂分離槽維持管理業務委託契約において、契約条項に検査に関する記載がなかった。</p>
生涯学習課 (島の楽校)	契約事務	<p>明細書の添付について</p> <p>前回の定期監査において、島の楽校消防用設備保守点検業務委託契約に係る見積依頼書に添付されていた点検設備等を記載した「仕様書」とその詳細(内訳及び数量)を記載した「明細書」とで点検設備の項目に相違が見受けられたことから指導した。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、点検項目の詳細を記載した「明細書」が添付されていなかった。</p> <p>業務内容や履行を確認する上で必要な書類であることから、明細書を作成し添付すること。</p>
牡鹿公民館	文書事務	<p>不適正な文書事務について</p> <p>次のとおり不適正な文書事務が行われていたので、教育委員会文書取扱規程等に基づき適正に処理すること。</p> <p>(1) 補助金の額の確定通知に契印が押印されていたが、当該文書は一般の通知文書であるため契印は不要である。</p> <p>(2) 文書収発簿において、処理経過の記載漏れが見受けられた。</p>

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
体育振興課 （追波川河川 運動公園管理 事務所）	調定事務	自動販売機に係る電気料の算定誤りについて 設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）について算定を誤り、次のとおり過少に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。 （内容） 誤徴収額・・・43,248 円 正徴収額・・・44,680 円 過少徴収額・・・1,432 円
体育振興課 （にっこりサ ンパーク）	財産管理事務	行政財産目的外使用料及び電気料の算定誤りについて 行政財産目的外使用許可事務において、使用料及び電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大又は過少に徴収していた。 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び公有財産貸付料等算定基準に基づき適正に算定されたい。 なお、平成25年度の定期監査においても自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料の算定誤りについて指摘しているところであり、改善を強く求める。 （内容） (1) 携帯電話無線基地局設置に係る行政財産目的外使用料 誤徴収額 1,346 円 正徴収額 1,500 円 過少徴収額 154 円 (2) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料 誤徴収額 7,849 円 正徴収額 7,673 円 過大徴収額 176 円

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		(3) 携帯電話無線基地局に係る電気料 誤徴収額 37,147 円 正徴収額 24,808 円 過大徴収額 12,339 円 (4) 自動販売機に係る電気料 誤徴収額 21,458 円 正徴収額 14,344 円 過大徴収額 7,114 円